

## 株券電子化に伴う業務規程等の一部改正等について

平成20年12月16日  
株式会社 東京証券取引所

当取引所では、業務規程等の一部改正等を行い、平成21年1月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧下さい。）

今回の改正等は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）に基づく株券電子化が実施されることに伴い、業務規程等の一部改正等を行うものです。

改正等の概要は、以下のとおりです。

### 1. 改正概要

（備考）

#### （1）取引参加者と顧客の間の決済方法等について

- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券（内国株券、優先出資証券、投資証券、内国新株予約権証券及び債券（国債証券及び証券保管振替機構が振替業において取り扱わない転換社債型新株予約権付社債券を除く。）をいう。以下同じ。）についての取引参加者と顧客との間の売買の決済は、振替法に基づく口座振替により行うこととします。
- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券に係る引渡有価証券の券種等に関する規定を廃止します。

・ 受託契約準則第27条

・ 受託契約準則第20条、第21条及び第25条

・ 清算・決済規程第7条、第8条及び第11条等

#### （2）代用有価証券の取扱いについて

- ・ 顧客が、先物・オプション取引に係る証拠金の代用有価証券として、新たに振替制度の対象となる有価証券を差し入れ又は預託する場合には、振替法に基づく口座の振替により当該差入れ又は預託を行うものとし、当該差入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとし、
- ・ 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券として、外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を追加することとし、これらの有価証券を預託する場合には、証券保管振替機構における口座の振替により当該預託を行うこととします。

・ 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第26条等

・ 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則別表

#### （3）5日目決済の取扱いについて

- ・ 内国株券、優先出資証券及び投資証券について総株主通知( 総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。 ) が行われる場合には 5 日目決済を行うこととします。
  - ・ 種類株等に係る取得対価の変更及び転換社債型新株予約権付社債券の行使条件の変更が行われる際、証券保管振替機構において取得請求の取次ぎ及び行使請求の取次ぎが停止されている場合は、旧条件での取得請求及び行使請求が可能な期間の最終日の 3 日前に行われる普通取引については、当該普通取引が行われた日から起算して 5 日目の日に決済を行うこととします。
- ( 4 ) 株式併合等における期間売買停止の取扱いについて
- 株式、優先出資、受益権及び投資口の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、当取引所が必要があると認める場合に期間売買停止を行うこととします。
- ( 5 ) 発行日決済取引の取扱いについて
- ・ 内国株券、優先出資証券及び投資証券の公募に係る発行日決済取引を廃止します。
  - ・ 内国新株予約権証券の無償割当に係る発行日決済取引を廃止します。( 内国株券及び優先出資証券の有償株主割当及び有償優先出資者割当に係る発行日決済取引は存続します。( 別紙参照 ) )
- ( 6 ) 上場基準の整備について
- ・ 新たに振替制度の対象となる有価証券について指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなった場合には上場廃止とします。
  - ・ 新規上場の際の株券の様式に係る規定及び見本株券の提出に係る規定を廃止します。
- ( 7 ) 移行に係る措置について
- ・ 内国株券、優先出資証券及び投資証券について、証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律( 平成 1 6 年法律第 8 8 号 ) に基づき、同法の施行日の前日における実質株主( 実質優先出資者および実質投資主を含む。 以下同じ。 ) の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の 4 日前の日( 1 2 月 2 5 日 ) における普通取引は、売買成立の日から起算して 5 日目の日( 平成 2 1 年 1 月 5 日 ) に決済を行うものとし、同取引に係る顧客の受渡時限は売買成立の日から起算して 5 日目の日の午前 9 時までとします。
- ( 8 ) その他
- ・ 所要の用語の整備を行います。

・ 業務規程第 9 条第 3 項第 5 号

・ 業務規程施行規則第 1 9 条

・ 業務規程第 2 9 条第 1 号

・ 業務規程第 9 条第 7 項、有価証券上場規程第 3 0 2 条等

・ 有価証券上場規程第 6 0 1 条第 1 項第 1 6 号等

・ 有価証券上場規程第 2 0 5 条第 9 号等

・ 業務規程付則第 2 項、受託契約準則付則第 2 項

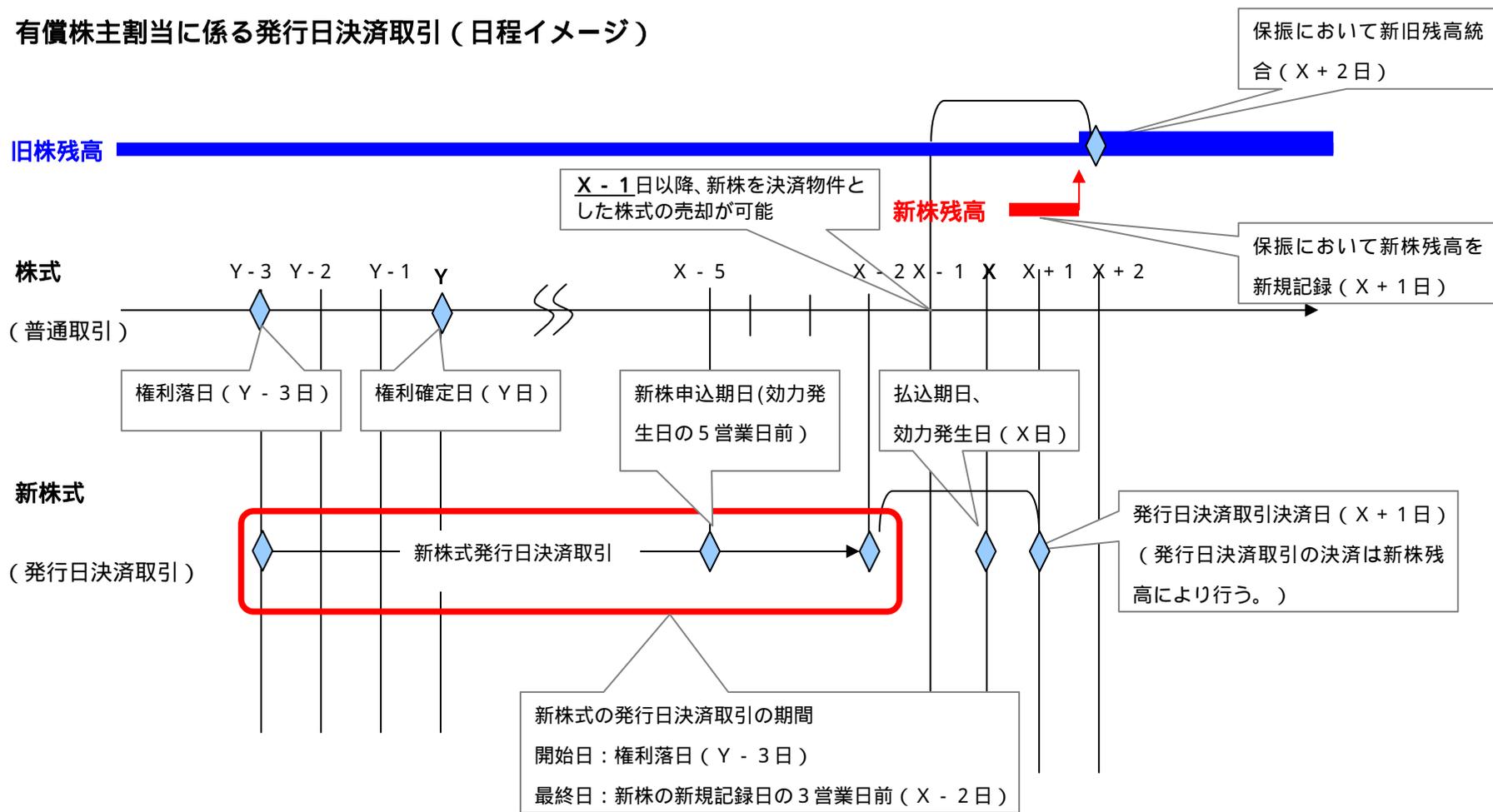
- ・ その他所要の改正を行います。

## 2. 施行日

平成21年1月5日から施行します。

以 上

有償株主割当に係る発行日決済取引（日程イメージ）



標準的な日程を前提に記載。